

新型コロナウイルス感染症患者の状況について お知らせします



ターゲット 3.3

令和4年9月26日

郡山市保健福祉部

保健所総務課

課長 半澤 正幸

TEL：924-2145

SDGs ターゲット 3.3 「伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する」

本市における新型コロナウイルス感染症患者の状況について、お知らせします。

なお、全数届出の見直しに伴い、本市に住民登録のある新規感染者数が把握できなくなるため、本日をもって終了させていただきます。全数届出見直しについては別紙のとおりです。

<感染症患者の状況>

【結果判明日】：令和4年9月25日(日) <確定値>

検査件数 (件)	新規感染者数 (人)
980	92

※検査件数は、郡山市保健所及び市内医療機関が実施したPCR検査、抗原検査及びLAMP検査による検査数です。

<報道機関の皆様へ>

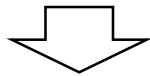
市民の皆様への感染症対策に対する注意喚起について引き続き御協力いただくとともに、感染された方やその関係者、医療従事者等への偏見や差別をなくす取組についても御協力をよろしく願います。

発生届の全数届出見直しについて【2022.9.26開始】

見直しのポイント

【見直し前】

医療機関から保健所へ提出される発生届は陽性者全員が対象。



【見直し後】

発生届の対象者は 次の4類型に限定。

- ①65歳以上の者
- ②入院を要する者
- ③重症化リスクがあり
コロナ治療薬の投与
又は新たに酸素投与
が必要と医師が判断
する者
- ④妊婦

これまでど
おり、原則
保健所で
支援・対応

発生届：感染症法第12条第1項の規定に基づき、医師は新型インフルエンザ等感染症の患者を診断したときは、患者の氏名、年齢、性別等を都道府県知事（保健所設置市は市長）に届け出なければならないとされています。

発生届の対象外の方への対応

【体調悪化時の相談体制】

体調悪化時の相談は、「診断した医療機関」「かかりつけ医」「福島県フォローアップセンター（24時間対応可能）」で対応

【支援体制】

- 宿泊療養については、本人の申出により、必要な方（高齢の同居家族がいるが、陽性者と部屋を分けることができず感染対策がとれないなど）には、「福島県フォローアップセンター」で受付（継続）
- 自宅療養者の生活支援（食料品の提供など）についても、本人の申出により、必要な方には、「福島県フォローアップセンター」で支援を実施（継続）

【その他】

医療機関においてチラシを配布し、相談・支援体制などを案内

その他

○療養先は、①入院療養 ②宿泊療養 ③自宅療養の3類型（継続）

○医療費については、公費対象（継続）

○医療機関は、発生届の対象者以外は、年代別の人数と総数のみを報告することとなり、市町村別の陽性者数の把握はできない。